

岡山県税条例の一部を改正 する条例の専決処分について

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律（平成20年法律第10号）が、平成20年3月31日に公布され、平成20年3月31日をもって期限切れとなる自動車取得税の特例措置が平成20年5月31日まで延長されることとなったことに伴い、岡山県税条例の一部を改正し、直ちに施行する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成20年3月31日に専決処分を行ったので報告します。

[条例改正の内容]

- (1) 自動車取得税の免税点の特例措置（本則15万円以下→50万円以下）の適用期限を平成20年5月31日まで延長する。
（附則第20条関係）
- (2) 低公害の自動車に係る自動車取得税の課税標準の特例措置の適用期限を平成20年5月31日まで延長する。
（附則第20条の2関係）
- (3) 環境性能に優れたディーゼルトラック等に係る自動車取得税の税率の特例措置の適用期限を平成20年5月31日まで延長する。
（附則第19条関係）